

## 英文論文誌編修委員会運営要綱

### (役割)

第1条 英文論文誌編修委員会は、本学会が発行する英文論文誌の編修全般に関する基本方針、大綱的事項について審議ならびに調整を行う。なお、本委員会は、本学会の国際化を図るため、国際的に評価の高い英文論文誌の発行を目指す。

### (審議事項)

第2条 委員会の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1)英文論文誌の編修全般の基本方針に関する事項
- (2)英文論文誌の企画・編修・発行に関する大綱的事項、方針の検討と決定
- (3)英文論文誌に関する重要事項および部門間調整事項
- (4)英文論文誌編修のスケジュール、進捗状況の把握
- (5)編修会議からの諮問事項

### (構成)

第3条 委員会の構成は次による。

- |      |   |
|------|---|
| 委員長  | 副会長（編修出版担当）   |
| 副委員長 | 編修出版理事  |
| 幹事   | 必要に応じ委員長が指名する   |
| 委員   | 各部門2名（編修担当副部門長または編修担当）<br>必要に応じ Editorial Advisory Board として著名外国人 |

2. 委員長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (幹事の任務)

第4条 幹事は、委員会を円滑に運営するため委員長・副委員長を補佐し、Editorial Advisory Board に参加していただいた方および、外国人査読者との諸連絡、調整を行うことを主な任務とする。

### (任期)

第5条 英文論文誌編修委員会の幹事の任期は原則として2年とし、再任をさまたげないものとする。

### (召集)

第6条 委員会の開催は、原則として年3回以上とする。

2. 委員会は委員長が招集し、事務局が関係者に通知する。

### (事務)

第7条 事務局は電気学会編修出版課とする。

2. 事務局は資料の整備等委員会に必要な準備を行う。  
3. 議事録は事務局が作成し、次回の委員会で確認の後、別に定める期間、保管する。

### (付則)

1. 本運営要綱は平成17年9月5日、編修会議において承認制定。
2. 本運営要綱は平成17年9月5日より施行する。
3. 平成27年4月20日、編修会議において一部改正。